

令和4年12月定例会 予算特別委員会 次第 第1日

令和4年12月7日(水)

1. 委員長の互選
  2. 議席の指定
  3. 副委員長の互選
  4. 議案上程(議案第69号及び議案第83号から第93号まで)  
補足説明、質疑、分科会設置
- 

出席委員(16人)

1番 吉田清孝	2番 古仲清尚	3番 鈴木元章
4番 安田健次郎	5番 吉田洋平	6番 蓬田司
7番 船木正博	8番 佐藤誠	9番 畠山富勝
10番 進藤優子	11番 笹川圭光	12番 太田穰
13番 三浦利通	14番 小野肇	15番 田井博之
16番 小松穂積		

---

欠席委員(なし)

---

議会事務局職員出席者

事務局長	岩谷一徳
副事務局長	清水幸子
主席主査	中川祐司
主事	菅原優美

---

説明のため出席した者

市長	菅原広二	副市長	佐藤博
教育長	鈴木雅彦	監査委員	鈴木誠
理事	佐藤透	総務企画部長	八端隆公
市民福祉部長	伊藤徹	観光文化スポーツ部長	佐藤雅博

産業建設部長	田村 力	企業局長	佐藤 孝悦
企画政策課長	杉本 一也	総務課長	湊 智志
危機管理課長	小澤田 一志	財政課長	鈴木 健
税務課長	佐藤 静代	福祉課長	高桑 淳
介護サービス課長	菅原 章	子育て支援課長	湊 留美子
健康推進課長	佐藤 一明	観光課長	長谷部 達也
男鹿まるごと売込課長	沼田 弘史	文化スポーツ課長	原田 徹
農林水産課長	鎌田 重美	建設課長	薄田 修一
病院副事務局長	伊藤 雄	会計管理者	平塚 敦子
学校教育課長	笹 渕 美穂	農委事務局長	船木 聖徳
監査事務局長	目黒 一人	企業局管理課長	畠山 隆之
ガス上下水道課長	三浦 昇	選管事務局長	(総務課長併任)

## 午前11時52分 開 会

○臨時委員長（安田健次郎） これより予算特別委員会を開会いたします。

委員会条例の規定により、委員長が決まるまで、暫時の間、委員長の職務を行いますのでよろしくお願いいたします。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいま着席の議席を決定いたします。

これより本日の議事に入ります。

委員長の互選を議題といたします。

お諮りいたします。互選の方法については、会議規則第125条第5項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時委員長（安田健次郎） 御異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、当席において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時委員長（安田健次郎） 御異議なしと認めます。よって、当席において指名することに決しました。

委員長には笹川圭光委員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま当席において指名いたしました笹川圭光委員を、委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時委員長（安田健次郎） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました笹川圭光委員が委員長に当選されました。

以上、告知いたします。

委員長交代のため、暫時休憩いたします。

**午前 11 時 54 分 休 憩**

---

**午前 11 時 54 分 再 開**

○委員長（笹川圭光） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事の進行上、議席を指定いたします。議席は、本会議上の各位の議席をそのまま指定いたします。

次に、副委員長の互選を議題といたします。

お諮りいたします。互選の方法については、会議規則第 125 条第 5 項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光） 御異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、当席において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光） 御異議なしと認めます。よって、当席において指名することに決しました。

副委員長には田井博之委員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま当席において指名いたしました田井博之委員を、副委

員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○委員長(笹川圭光)** 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました田井博之委員が副委員長に当選されました。

以上、告知いたします。

午後1時まで休憩いたします。

**午前11時56分 休 憩**

---

**午後 1時01分 再 開**

**○委員長(笹川圭光)** これより予算特別委員会を再開いたします。

本日の議事に入ります。

議案第69号及び議案第83号から第93号までを一括して議題といたします。

この際、当局から補足説明を求めます。

はじめに、議案第69号及び第83号について説明を求めます。八端総務企画部長

**○総務企画部長(八端隆公)** お疲れさまでございます。そうすれば、私からは、はじめに議案第69号令和4年度男鹿市一般会計補正予算(第7号)の専決処分について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、令和4年9月定例会以降、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業に係る予算措置について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年10月14日に専決処分をいたしましたので、その承認を求めます。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,970万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ175億2,990万円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと9.5パーセントの増となっております。予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表で御説明いたします。

恐れ入りますが、3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上をもちまして、議案第69号令和4年度男鹿市一般会計補正予算(第7号)の説明を終わらせていただきますが、御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、議案第83号令和4年度男鹿市一般会計補正予算(第8号)について、御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,170万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ178億160万円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと11.2パーセントの増となっております。

予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては第1表で、第2条の債務負担行為の補正につきましては第2表で、第3条の市債は第3表で、それぞれ御説明いたします。

恐れ入りますが、3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上をもちまして、議案第83号令和4年度男鹿市一般会計補正予算(第8号)の説明を終わらせていただきますが、御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○委員長(笹川圭光)** 次に、議案第84号から第87号までについて説明を求めます。

伊藤市民福祉部長

**○市民福祉部長(伊藤徹)** 私からは、議案第84号から第87号までの各特別会計補正予算について、補足説明させていただきます。

まず、議案第84号令和4年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

補正予算書の1ページをお開き願います。

本補正予算は、歳入では一般会計繰入金を措置したものであり、歳出では給与改定及び職員の異動調整による人件費などを措置したものであります。

まず、条文の第1条は、予算の総額に、歳入歳出それぞれ43万3,000円を追加し、補正後の予算総額を40億1,131万3,000円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと0.01パーセントの増となっております。

2項の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表により説明いたします。

3ページをお開き願います。

(以下 予算書説明)

令和4年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の説明は、以上であります。

次に、議案第85号令和4年度男鹿市診療所特別会計補正予算(第1号)についてであります。

補正予算書の1ページをお開き願います。

本補正予算は、歳入では国庫補助金などを措置したものであり、歳出では給与改定及び職員の異動調整による人件費を措置したものであります。

まず、条文の第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2万7,000円を追加し、補正後の予算総額を2,022万4,000円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと0.1パーセントの増となっております。

2項の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表により説明いたします。

3ページをお開き願います。

(以下 予算書説明)

令和4年度男鹿市診療所特別会計補正予算(第1号)の説明は、以上であります。

次に、議案第86号令和4年度男鹿市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

補正予算書の1ページをお開き願います。

本補正予算は、保険事業勘定において、令和3年度介護保険特別会計決算の精算による調整等を図ったほか、旧男鹿の郷の返還金、給与改定及び職員の異動調整に伴う人件費などを措置したものであります。

まず、条文の第1条は、保険事業勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,525万3,000円を追加し、補正後の予算総額を53億3,581万5,000円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと4.2パーセントの増となっております。

2項の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては第1表により、第2条の債務負担行為につきましては第2表により説明いたします。

3ページをお開き願います。

(以下 予算書説明)

令和4年度男鹿市介護保険特別会計補正予算(第1号)の説明は、以上であります。

次に、議案第87号令和4年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてであります。

補正予算書の1ページをお開き願います。

本補正予算は、歳入では一般会計繰入金などを措置したものであり、歳出では給与改定及び職員の異動調整による人件費などを措置したものであります。

まず、条文の第1条は、予算の総額から歳入歳出それぞれ146万2,000円を減額し、補正後の予算総額を4億4,470万5,000円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと0.3パーセントの減となっております。

2項の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表により説明いたします。

3ページをお開き願います。

(以下 予算書説明)

令和4年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明は、以上であります。

以上をもちまして、議案第84号から第87号までの各特別会計補正予算の説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長(笹川圭光)** 次に、議案第88号について説明を求めます。伊藤男鹿みなど  
市民病院副事務局長

**○病院副事務局長(伊藤雄)** お疲れさまでございます。

それでは、私から議案第88号令和4年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、男鹿みなと市民病院事業会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、9月までの実績に基づき、入院・外来収益及び経常経費並びに資本関係費の見直しを図ったほか、給与改定及び職員の異動調整による人件費などを措置したものであります。

条文の第1条は総則であります。

第2条は業務の予定量の補正であります。

まず、(2)の年間患者数であります。既決予定量と比較し、入院を3,270人減の3万8,851人に、外来を2,733人増の6万9,369人に改めるものであります。これに伴いまして、(3)の一日平均患者数につきましては、入院を106.4人に、外来を285.5人にそれぞれ改めるものであります。

(4)の主要な建設改良事業費であります。まず、医療情報システムサーバー等更新は、事業の完了に伴う精算によるもので、1,800万5,000円を減額し、補正後の額を1億6,099万5,000円とするものであります。

次に、医療機械器具及び備品購入につきましては、事業の完了に伴う精算のほか、医療機器の購入費の追加により、差引き907万5,000円を増額し、補正後の額を9,347万5,000円とするものであります。

次に、電気設備等改修工事設計業務につきましては、施設長寿命化計画に基づき、来年度の施工を予定しております電気設備工事等に係る実施設計業務に要する予算として1,375万円を追加するものであります。

2ページ目をお願いいたします。

第3条は、収益的収入及び支出の補正であります。

まず、収入についてであります。第1款病院事業収益で4,075万3,000円を増額し、補正後の額を26億7,952万1,000円とするものであります。

内訳といたしましては、第1項医業収益は4,144万9,000円減額し、補正後の額を22億5,453万3,000円とするものであります。これは業務予定量の補正により、入院収益を2,834万1,000円、外来収益を1,310万8,



000円、それぞれ減額することなどによるものであります。

第2項医業外収益は8,220万2,000円増額し、補正後の額を4億2,498万8,000円とするものであります。これは新型コロナウイルス感染症関連の国・県補助金の追加などによるものであります。

次に支出であります。第1款病院事業費用で76万5,000円を増額し、補正後の額を26億5,377万9,000円とするものであります。

内訳といたしましては、第1項医業費用は、給与費、材料費、経費などの見直しにより、合わせて80万9,000円を増額し、補正後の額を25億7,507万8,000円とするものであります。

第2項医業外費用は、収支の増減による消費税の見直しなどによるもので、4万4,000円を減額し、補正後の額を7,860万1,000円とするものであります。

第4条は資本的収入及び支出の補正であります。

まず、収入では、第1款資本的収入で399万5,000円を増額し、補正後の額を4億4,833万3,000円とするものであります。

内訳としましては、第1項企業債は、予定事業の完了に伴う精算等により、750万円を減額し、補正後の額を2億2,450万円とするものであり、第5項国・県補助金は、医療機械の整備に係る県補助金として1,149万5,000円を追加するものであります。

支出では、第1款資本的支出で342万円を増額し、補正後の額を5億4,654万9,000円とするものであります。

内訳といたしましては、第1項建設改良費は、医療機器の整備、来年度施工予定の電気設備等改修工事に係る実施設計のほか、予定事業の完了に伴う精算により、482万円を増額し、補正後の額を2億7,622万円とするものであり、第3項医師等修学資金貸付金は、今年度の貸付け見込みにより140万円を減額し、補正後の額を72万円とするものであります。

3ページをお願いいたします。

第5条は企業債の限度額の補正であります。先ほど第4条関連で御説明いたしました内容により、医療情報システムサーバー等更新は1,810万円の減額、医療機械器具及び備品購入は290万円の減額、電気設備等改修工事設計業務費は1,370

万円の追加とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、予算書記載のとおりでございます。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。内容は、職員給与費を2,676万3,000円減額し、15億747万8,000円に改めるものであります。

以上の補正の結果、当年度末の収益的収入及び支出における収支差引額は2,574万2,000円の純利益となる見込みであります。

なお、資金不足額は発生しない見込みであります。

以上、議案第88号令和4年度男鹿みなど市民病院事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきますが、御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○委員長（笹川圭光）** 次に、議案第89号から第93号までについて説明を求めます。  
佐藤企業局長

**○企業局長（佐藤孝悦）** 私からは、企業局に係る補正予算の議案第89号から第93号について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお願いいたします。

はじめに、議案第89号令和4年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

本補正予算は、料金収入及び減価償却費など収支全般の見直しを図ったほか、職員の異動調整による人件費を措置したものであります。

条文の第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量の補正であります。

（1）の給水戸数は6戸増の1万1,625戸に、（2）の年間総給水量は5万2,035立方メートル増量し、281万7,155立方メートルに、（3）の1日平均給水量は142立方メートル増量し、7,718立方メートルに改めるものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の補正であります。

まず、収入であります。第1款事業収益は、給水収益が増加するなど、959万5,000円増額し、補正後の予定額を6億2,442万2,000円とするもの

であります。

次に、支出でありますが、第1款事業費用は、電気料金の高騰による動力費の増と異動による人件費の調整などで、302万4,000円増額し、補正後の予定額を6億6,231万3,000円とするものであります。

この結果、当年度純損失を5,855万5,000円と見込むものであります。

次のページをお願いします。

第4条は、資本的収入及び支出の補正であります。

収入の補正はありません。

支出であります。事業費の見直しを行ったもので、第1款資本的支出は156万6,000円減額し、補正後の予定額を4億5,465万7,000円とするものであります。

これにより、資本的収支で不足する額は2億6,293万円となるものであります。が、上段記載の条文のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額などを改め、補填するものであります。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正で、(1)の職員給与費を、職員の異動調整により記載のとおり改めるものであります。

以上で、議案第89号令和4年度男鹿市上水道事業会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。

次に15ページをお願いします。

議案第90号令和4年度男鹿市ガス事業会計補正予算(第1号)について、御説明いたします。

本補正予算は、ガス売上げ及び原材料費など収支全般の見直しを図ったほか、職員の異動調整による人件費を措置したものであります。

条文の第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量の補正であります。

(1)の供給戸数は2戸減の9,081戸に、(2)の年間総供給量は2万6,167立方メートル増量し、239万9,570立方メートルに、(3)の一日平均供給量は72立方メートル増量し、6,574立方メートルに、(4)の主要な建設改良事業耐震化事業は739万2,000円増額し、4,139万2,000円に改め

るものであります。

次のページをお願いいたします。

第3条は、収益的収入及び支出の補正であります。

まず、収入であります。第1款ガス事業収益は、製品売上げの増などで1億824万9,000円増額し、補正後の予定額合計を6億4,832万5,000円とするものであります。

次に、支出であります。第1款ガス事業費用は、原料費の増などで9,016万4,000円増額し、補正後の予定額合計を6億4,442万8,000円とするものであります。

この結果、当年度純損失を3,527万5,000円と見込むものであります。

次のページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の補正であります。

まず、収入であります。第1款ガス事業資本的収入は、企業債を190万円増額し、補正後の予定額合計を1,382万円とするものであります。

次に、支出であります。第1款ガス事業資本的支出は、施設増補改良費の見直しで72万2,000円増額し、補正後の予定額合計を1億1,499万3,000円とするものであります。

これにより、資本的収支で不足する額は1億249万6,000円となるものであります。上段記載の条文のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額などを改め、補填するものであります。

次のページをお願いいたします。

第5条は、企業債の補正であります。

起債の限度額を190万円増額し、1,370万円に改めるものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様であります。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正で、(1)の職員給与費を職員の異動調整により記載のとおり改めるものであります。

第7条は、たな卸資産購入限度額を記載のとおり改めるものであります。

以上で、議案第90号令和4年度男鹿市ガス事業会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。

次に、33ページをお願いいたします。

議案第91号令和4年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

本補正予算は、他会計補助金及び企業債利息など収支全般の見直しを図ったほか、職員の異動調整による人件費を措置したものであります。

条文の第1条は、総則であります。

第2条は、収益的収入及び支出の補正であります。

まず、収入であります。第1款事業収益は、一般会計からの補助金の減などにより1,233万4,000円減額し、補正後の予定額を9億467万1,000円とするものであります。

次に支出であります。第1款事業費用は、電気料金の高騰による動力費の増と異動による人件費の調整などで、6万8,000円を減額し、補正後の予定額を7億7,248万2,000円とするものであります。

この結果、当年度の純利益を1億3,681万5,000円と見込むものであります。

次のページをお願いいたします。

第3条は、資本的収入及び支出の補正であります。

まず、収入であります。第1款資本的収入は、補助金の減額などで9万5,000円減額し、補正後の予定額を3億5,178万6,000円とするものであります。

次に、支出であります。第1款資本的支出は、建設改良費の見直しなどで、175万9,000円減額し、補正後の予定額を7億7,116万8,000円とするものであります。

これにより、資本的収支で不足する額は、4億2,104万6,000円となるものであります。上段記載の条文のとおり、当年度分損益勘定留保資金などを改め、補填するものであります。

次のページをお願いいたします。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正で、(1)の職員給与費を、職員の異動調整により記載のとおり改めるものであります。

第5条他会計からの補助金の補正及び第6条利益剰余金の処分については、記載の

とおり改めるものであります。

以上で、議案第91号令和4年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

次に、49ページをお願いいたします。

議案第92号令和4年度男鹿市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

本補正予算は、電気料金高騰による動力費や、職員の異動調整による人件費を措置したものであります。

条文の第1条は、総則であります。

第2条は、収益的収入及び支出の補正であります。

収入の補正はありません。

次に、支出であります。第1款事業費用は、電気料金の高騰による動力費の増と異動による人件費の調整などで、222万3,000円増額し、補正後の予定額を8,126万9,000円とするものであります。

この結果、当年度純利益を2,267万4,000円と見込むものであります。

第3条は、資本的収入及び支出の補正であります。

補填財源について、記載の条文のとおり改めるものであります。

次のページをお願いいたします。

第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び第5条利益剰余金の処分の補正については、記載のとおり改めるものであります。

以上で、議案第92号令和4年度男鹿市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

次に、61ページをお願いいたします。

議案第93号令和4年度男鹿市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

本補正予算は、委託料など収支全般の見直しを図ったものであります。

条文の第1条は、総則であります。

第2条は、収益的収入及び支出の補正であります。

収入の補正はありません。

次に支出であります。第1款事業費用は、電気料金の高騰による動力費の増と異動による人件費の調整などで、138万7,000円増額し、補正後の予定額を8,657万7,000円とするものであります。

この結果、当年度純利益を517万4,000円と見込むものであります。

第3条は、資本的収入及び支出の補正であります。

補填財源について、記載の条文のとおり改めるものであります。

次のページをお願いいたします。

第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び第5条利益剰余金の処分の補正については、記載のとおり改めるものであります。

以上で、議案第93号令和4年度男鹿市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきますが、企業局関係の補正予算5件につきまして、御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○委員長（笹川圭光）** ここで議案第85号診療所特別会計補正予算（第1号）について、一部訂正の申出がありますので、これを許します。伊藤市民福祉部長

**○市民福祉部長（伊藤徹）** 申し訳ございません。議案第85号令和4年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第1号）の中身、記載内容に一部誤りがございましたので、申し訳ございませんが訂正させていただきます。

補正予算書の7ページをお開き願います。

7ページ、歳入のページですが、一番上の表、2款1項国庫補助金の1目診療所費国庫補助金、こちら35万3,000円の減額という内容なんでございますけれども、一番右側の説明の欄、こちら「へき地診療所補助金△387」と書いてあります。こちらが正しくは「△353」という数字になりますので、申し訳ございませんが訂正させてください。

**○委員長（笹川圭光）** これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。15番田井博之委員の発言を許します。15番田井委員

**○15番（田井博之委員）** よろしく申し上げます。

これからの男鹿の最も重要なテーマであると思っている人口減少とか移住者、定住、そして空き家問題について、男鹿にはたくさんの魅力があるので、何とかそれをSN

Sとかを通じて若い世代に伝えて、例えば空き家のDIYであるとか、農林業、漁業の担い手の育成とか、そういうふうな活性化を人口増加につながる一つのツールとして考えていますけども、その件について真剣にどうお考えなのかもう一度お聞きしたいです。

もう一つ、みなと市民病院のことなんですけども、コロナ対策の関係で、もっと身近な情報提供が必要と思うんです。僕は先日、11月の半ばに急に熱が出て、もうすぐみなと病院に陰性か陽性かだけでもはっきりしたいと思って行ったんです。結果、次の日に陽性になったんですけども、発熱の疑いがあったら僕はすぐ行くべきやと思うので、そういうところのことをみなと市民病院さんも情報開示してほしいなと思ってますけども、その辺についてもお伺いしたいです。

そして3番目、挨拶運動の大切さです。今、こういうふうなバッジ着けて挨拶運動を市当局さんを先頭にされてますけども、これが果たして市民の皆さんに浸透していったのか。その必要性と継続性、継続してやっていくのか。これはある期間だけで終わるんじゃないくて、ずっと挨拶運動をやっていくべきやと僕は思ってるんですけども、その辺についても御返答いただきたいと思います。

以上です。

**○委員長（笹川圭光）** 杉本企画政策課長

**○企画政策課長（杉本一也）** お答えいたします。

移住については、人口減少の中でも社会減対策として非常に重要というふうに認識してございます。委員おっしゃるとおり、移住に関する問合せで多いのが、やっぱり住居と仕事に関する、我々の通常の業務の中、あるいは移住フェア等への参加している中で問合せが多いのが住居と仕事の部分でございます。住居の部分に関しては、移住者の住宅取得する際の補助金等で支援しておりますし、また、空き家バンク等の制度で支援をしてございます。

委員の質問にもありました農業、漁業といったところでもありますけれども、これについては生活が維持できる収入が必要であって、農業、漁業だけでなく、ほかの一般企業に勤める場合もそうですけれども、新たな試みとしましては来年度新しく農業部門の地域おこし協力隊の募集を行っていきたいというふうに考えております。

また、これは登録していることが必要でありますけれども、首都圏から男鹿へ移住



する際、県のサイトへ登録している事業者へ就職する場合には移住支援金等で支援をしております。

委員、先ほどSNSというお話がございましたが、一番大事なのは情報発信、どれだけ支援を充実させても男鹿という地域そのものに魅力がなければ、住む場所でありますので、なかなか補助金を充実させても住む場所としては選んでもらえないというふうに思っておりますので、今住んでいる人がどれだけ男鹿の魅力を感じているかというふうなことが非常に重要であろうかと認識しております。

今後移住ポータルサイト「おが住」を活用して、おが住を中心に、委員がおっしゃるSNSも当然活用しながら、男鹿の魅力や暮らしの情報発信に努めてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

**○委員長（笹川圭光）** 鎌田農林水産課長

**○農林水産課長（鎌田重美）** 農林水産業におきましては、昨日の一般質問のほうでも御答弁申し上げているとおりでございます。働く場の確保のために農業のほうを振興してまいるといような状況でございます。

昨日も御答弁申し上げましたけれども、新規に農林水産業に従事する方への奨励金のほう、今まで50万円だったものから今年度100万円まで増額しております。

また、中年層からの参入を促すために、対象年齢のほうを36歳以上に改めております。

また、農業においては雇用を含めて若者や移住者が農業に新規参入しやすい環境づくりに努めるとともに、あと、特に梨栽培では、園地の経営継承、こちらに来て急にたくさんの農地を作ってやるということはちょっと不可能でございます。できればそういういったある資源を活用しながら、経営継承に向けたマッチングの推進等を図ってまいりたいと思っております。

あと、水産業におきましては、特に収入が不安定な、就業当時、今までそういう支援ございませんけれども、農業のように就業後5年間にわたりまして市独自に年間150万円の補助を交付するというような制度も新設してございます。

以上のように、農林水産関係におきましては、そういった方法をもちまして移住・定住に関する支援という形で進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○委員長（笹川圭光） 鈴木教育長

○教育長（鈴木雅彦） まず、田井委員におかれましては、船越の国道101号線沿線で朝、挨拶運動を行っていただいておりますことに感謝申し上げます。

挨拶運動の大切さ、その必要性和継続の大切さの認識ということではありますが、挨拶はコミュニケーションの出発点であります。大切さ、必要性について、その効果を考えた場合、地域ぐるみで挨拶運動に取り組むことで地域コミュニティの活性化をはじめ、住民同士の見守りや助け合い意識の啓発、あるいは地域の防犯・防災など様々な効果が期待できると思います。また、職場や学校での挨拶運動においても、良好な人間関係や信頼関係の構築、職場の明るい空気、仕事のモチベーションなど、様々な効果が見込めます。

この挨拶運動を公民館を拠点に毎月1日を「笑顔であいさつデー」として4月にスタートをしましたが、11月1日からは毎週月曜日の朝、市長はじめ管理職が職員入口で登庁する職員に挨拶運動を行っております。挨拶運動ののぼり旗と、この缶バッジ、これもできましたので、市内の小・中学校に加え、男鹿海洋高校と男鹿工業高校にもこの運動を一緒に進めていきたいと思います。来週、依頼に伺う予定であります。

また、市内の企業にも推進のPRを行ってまいります。

挨拶運動の取組は、まだまだ道半ばであります。継続については、時間がかかっても、サロンパスのようにジワッと骨まで染み込むように取組を広げてまいりますので、引き続き御支援賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（笹川圭光） 佐藤健康推進課長

○健康推進課長（佐藤一明） それでは、コロナの身近な情報提供の部分についてお答えさせていただきます。

新型コロナに関しましては、委員御承知のとおりですが、今、全国的に感染が拡大している状況ということもあり、男鹿市だけにとどまらず広域的な対応により、地域全体での収束を図っていく必要があることを踏まえ、秋田県が一元的な情報の収集と整理、県民への情報提供を行っております。

県では、従来の感染情報に関するサイトを現在、「秋田県新型コロナウイルス感染

症保健医療情報ポータルサイト」としてリニューアルしてありまして、健康悪化時の総合の案内窓口などを設置し、様々な問合せ等を今現在受けているところであります。

新型コロナに関しては、例えば本市の市民の方が市外の病院に行くこともあれば、当然その逆のパターンで市外の方が男鹿市に入ってくる、みなと病院で受けるケースもあつたりし、様々な方がいろんなところで受けたりすることもありますので、情報が錯綜しないように、できるだけ統一された情報を、市民を含め様々な方に提供することが必要かと考えております。ですので、市では県が発信する情報とそごが生じることを防ぐために、また、患者を混乱させることがないように努めながら、引き続き広報等を通じてコロナの相談先、受診できる医療機関等の情報を発信していきたいと考えております。

病院としても、市民病院では県が公表する診療・検査医療機関として発熱外来を設置しておりますし、新型コロナに対する外来診療を提供しております。

また、市のホームページのほうにおきましても、県の総合案内の窓口のほか、病院が設置する発熱外来の案内等も掲載して、利用者への情報提供に努めております。

また、電話での問合せ等もたびたびありますので、当然それにも丁寧に、極力丁寧に案内するように努めさせていただいております。

今後も、様々な方からいろんな問合せがありますので、引き続き速やかに安心できる情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

**○委員長（笹川圭光）** 再質疑ありませんか。田井委員

**○15番（田井博之委員）** どのテーマに関しても危機的状況というのを我々と皆さんと含めて、もっともっと考えていかないと、本当に人口減少がもう加速する一方なので、いろんな策を考えてくれているのは分かるんですけども、もう一步踏み込んだ何か、男鹿の魅力を発信する何か、そういうことをもっともっと考えていただきたいと僕は思います。

あと、挨拶に関しても、サロンパスのようにじわじわとおっしゃりますけども、今までのことを言うんじゃないですけど、今からがスタートで、何年かかるか分からんというのじゃなくて、もうどんどん発信したいんですよ、挨拶っていうのを。もう皆さんともそうやし、お子さんたちもそやし、中には知らん人と話したらあかんってい

うお子さんが無視されたりしますけど、僕はそういう子供たちにもしっかりと挨拶するようにしてますし、それを継続すると子供たちもしっかり挨拶してくれるんです。ですから、皆さんも、我々も含めて、道端で人と会ったら挨拶してもらえるように進めていただきたいと思います。

あと、コロナのことに関してですけど、僕は陽性の電話を受けたときに、実名は出しませんが、お医者さんから陽性です。自宅療養10日間しか説明を受けませんでした。で、後にプリントを配られて、そこでこういう療養してください、こういう方法をとってくださいということなんですけど、これは僕だけじゃなくしてお医者さんから電話かかってきた人が、全員が全員とは言いませんけど、機械的な処理、処置というか、機械的な話ぶりをされるということで、病院さんも忙しいとは思いますが、なった、感染した人の身になった気持ちで対応してもらいたいと思うんですけども、もう一回その辺に対して質問したいと思います。

○委員長（笹川圭光） 伊藤病院副事務局長

○病院副事務局長（伊藤雄） それでは、私のほうから田井委員の御質問にお答えいたします。

まず、発熱外来を受診した際、当然、発生届、対象なるならないの部分も含め、療養ガイドの発行に努めております。その際、まず結果については、医師が電話連絡して陽性・陰性の御連絡を申し上げます。発生届対象の人に限りましては、後々保健所のほうから御連絡があると。発生届対象外の人については、総合案内窓口のほうに連絡して、何かあったら症状等を伝えてという御連絡のほうを多分医師のほうから田井委員受けているかと思えます。

ちょっと今、発熱外来の状況なんですけども、やっぱり連日まず予約で満杯な状況です。医師も当然一般診療の部分も抱えておりますし、内科医、外科医、小児科医、それぞれ一般診療を抱えながら、まず発熱外来のほうを対応している状況でありまして、それプラス日々当然、当院はコロナの陽性患者の受入病院になっていますので、入院患者の部分も毎日のように受け入れている状況であります。そのような状況でありますので、ちょっと医師の対応、ちょっと悪かったということなんですけども、ちょっとやっぱりそれぞれお医者さん、それぞれ交代、交代、輪番制でそれぞれ受け持っております。それでありまして、また田井委員のほうには、たまたまその担当

医師のほうからちょっとそういった対応だったと思うんですけども、お医者さんほうもまずそれぞれ毎日のように日々診療のほうを頑張っておりますので、ちょっとそのような状況もちょっと踏まえて御理解願いたいと思います。

以上です。

○委員長（笹川圭光） さらに質疑ありませんか。田井委員

○15番（田井博之委員） 御答弁ありがとうございます。

あと、挨拶問題、挨拶運動のことだけなんですけど、せめてこのバッジは皆さん着けましょう。皆さんに配られていると思うんで、これ我々も一緒なんですけども、これを着けていることによって挨拶の重要さっていうのが分かってもらえると思うので、これからも継続のほうよろしくお願いします。御答弁ありがとうございます。

以上です。

○委員長（笹川圭光） 15番田井博之委員の質疑を終結いたします。

次に、3番鈴木光章委員の発言を許します。3番鈴木委員

○3番（鈴木元章委員） 田井委員、バッジ着けてないけども、ごめんなさい。

お疲れさまです。私のほうから何点か確認させてください。

と申しますのは、今回の補正予算に直接関連することではないかもしれませんが、前にもいろいろ議会でも出されてますけれども、敬老会の持ち方、在り方について、市民の声をやっぱり皆さんに伝えるというのが我々の重要な役割だと思いますので、その点で質問させてもらいます。

現在のようにこの敬老会、2年間、私が認識しているのは、まずこの2年間いろいろな形で試行的にやってみて、駄目なところはまた改善していくというような内容で取り組んでいるのかなとも思ってるんですけども、まずコロナの影響もありますけれども、確か2回、このような今、各町内会でやるような形になったと思います。

私、当局のほうからいろいろお話を聞きながら実施状況について資料等確認させてもらいました。敬老会を実施している町内が145町内中の32の町内や団体といいますか、この団体というのは同じ町内でも一つの町内じゃなくて、その町内にまたさらに何かいろんなあの会、この会というのがあって、だから数字のマジックじゃないんですけど、総体的にいけば数字は若干高くなるんですけども、実際は25町内、実施率が22.1パーセントというのが、まず敬老会というものを実施しているとい

う、この時点で私がもらった資料で分析した結果ですけれども。祝品を配布したところが約71か所、半分にも満たない状況なわけです。42の残りの町内で何も実施されなかったということですのでけれども、私も長年、老人福祉のほうに関連して、これが敬老といえるのかということ非常に疑問に思います。

これは地域によっていろんな考え方があると思います。私のいる船川地区は、これはいい意味で報告できればいいんですけども、本当に自分でもちょっと寂しいんですけども、船川の人たちは、もともとその町内で集まってわいわいがやがや、一杯飲みとか何とかやってやるのが非常にほかの地域と比べれば少ないと思います。だから、前のように敬老、みんなが集まるのを非常に楽しみにしている声もあります。また逆に、今回のようなやり方をして、いや、少人数だけでも今までなかなか来れなかった人も来て、いいという声もあるのも、これは別の地域ですけれども、それも伺っております。それこそ町内会の会長さんにも、なぜこうやってやらないんですかって聞けば、いや、役所のほうで協力はしてくれると言ったけれども、何だか手続から報告書からいろいろな面倒くさいから、うちのほうのじいちゃん、ばあちゃんに悪いけども、まず勘弁してもらったというふうな意見も何人かの町内会長さんから私、伺いました。

そこで、やはりこれ関連づけるのはちょっと強引ですけども、市内に在住しているお年寄りで敬老会該当の人たちも、当然市のほうには皆さんが分かるとおおり、地方交付税とかも国からお金が入ります。そうすれば、その人たちも当然関わっていることなので、私はもし町内会が全部できなかつたら、せめて紅白まんじゅうとか、そんな高価なものでなくても、該当者全員に配布したほうがいいんじゃないかなと思っております。確かに前年度の当初予算と比較して今回確か247万円くらい増額して、いろいろ市のほうでも手厚くやろうという考えはあると思いますけれども、どうも私に訴えてくる高齢の方、町内の方は、やはり極端な話、市長、男鹿市ではあと敬老会終わったものなという人、そういうふうな捉え方をしている方がおりました。成人式というのは二十歳で一生涯に1回しかありません。これと敬老会を一緒にするわけじゃないんですけども、今年敬老会ができなくて、来年敬老会を楽しみにするという人も、もしかすれば来年は出たくても、もうこの世にいないで出られない人も、本当に極端に言えばいるかもしれませぬ。まさか男鹿市の若い人たち、二十歳の人が少ないから、じゃあ成人式も各町内ごとにやりましょうかという発想は多分ないと

思うんで、その辺をもう一度、今のやり方をすぐやめろというんじゃないで、皆さんでもう一度、本当に敬老、お年寄りを敬うということをもう一度考えるべきじゃないかなと思って発言させてもらっております。

それともう一点、地域担当制の職員、これもなかなか一般の住民の方、市民の方には浸透していない部分もあります。例えば船川港地区にすれば、磯のほうとか第二地区のほうは比較的分かるんですけども、第一地区の方は、あまりその辺はピンときてない方もいて、確か前回の9月議会では、太田委員でしたか、敬老会についていろいろ確認したときに、その答弁の中に、いずれ地域担当制の職員も積極的に協力して敬老会とかにも協力しますということ、確か私聞いたような感じですけども、その辺実際どれくらい各地域に参加協力したか教えていただきたいと思います。

何か名前は立派ですけども、やっぱり何か地域担当制、これ本当に必要なのかなというところも、そこまで言っちゃうと申し訳ないんですけども、そのような形です。

それから、当局に聞いたときに、さっき私言った何も実施していない町内については、まず残った12月までにかかっている市の方から敬老のことでこういうようなのありますからやってくださいと働きかけますと言ったんだけど、やっぱり敬老の日を過ぎてから、ずっと過ぎてから、まさか今、クリスマス来るから、今、敬老とクリスマス一緒にやりましょうということも変なので、その辺どのようになったか教えていただきたいと思います。

それから、もう一つ、インボイス制度についてなんですけれども、私これ自分で今ここで質問するんですけども、正直言って、恥ずかしい話、去年の暮れか年明けに初めてこの「インボイス」という言葉を耳にして、何かなと思ったんですけども、来年の令和5年10月1日からですか、インボイス制度が始まりますけれども、男鹿市内にも当然地域経済を担う中小企業やフリーランス等の小規模な事業者が幾つかあります。これって、私の認識不足か、多分農業、水産業、林業の、そういう方も含まれるんじゃないかなと思いますけれども、このインボイス制度が始まれば現状は年間売上高が、例えば1,000万円以下の納税義務が免除されている方、そういう事業者や小売店等の人も、今度、納税が必要になる場合が増えるんじゃないかなと思います。あくまでもこの制度には任意加入だということありますけれども、取引先のほうから、いや、うちはインボイス制度を活用しているんでそれに対応してくださいと言われて

ば、当然その事業者の方は、この制度に加入しなければならないんですけれども、それで一点お伺いします。本市では、該当する事業者等の方に説明とか登録申請手続、このようにやるんだよというような対応はしているか。今回の広報おがには、確か12月のいつでしたか、北税務署のほうから制度説明ありますということはありませんけれども、それは当然税務署のほうの説明で、市として皆さんの担当所管のほうで、どのように対応を行っているのか、そこをよろしく願いいたします。

○委員長（笹川圭光） 佐藤税務課長

○税務課長（佐藤静代） では、私からはインボイス制度の説明会についてお答えさせていただきます。

まず、市の広報のほうに、議員おっしゃりましたとおり掲載されております。10月号、それから12月号、それから来月の1月号にも掲載する予定としております。説明会のほうを北税務署のほうで主催して開かれるもの、10月にも行っております。12月号についている分につきましては、市役所の5階の大会議室で、この12月19日に開催するというのを予定しております。1月号では税務署主催で土崎港のキタスカの3階のほうで行う説明会、これを1月・2月・3月に4回くらい開催するというような内容、これを1月号に掲載する予定としております。そのほかにも税務署のほうでやっている部分もありまして、必要があれば税務署のほうに連絡いただければ説明会も開くというようなお話を聞いておりました。

そのほかにも、農業従事者の方についてちょっと心配されているようです。農業従事者の方につきましては、秋田みなみ農協の広報紙のほうで周知しているようです。また、男鹿市商工会のほうでも今年2月にオンライン研修会のほうを開催しております。市内の事業者の方に対応して研修を開いております。そのほかにも商工会のほうでは、ホームページで動画のほうに掲載して周知しているようでございます。

男鹿市としては、そういった場合で説明会を開くことについて協力していくというような方針でおります。

以上です。

○委員長（笹川圭光） 高桑福祉課長

○福祉課長（高桑淳） 私からは敬老会につきましてお答えさせていただきます。

まず、今年度の地域敬老会の取組状況、最新の状況、12月6日現在でございます



けども、申請の状況は88団体で、合わせて108町内会でございます。このうち地域敬老会を実施する、予定している団体は26団体で33の町内会となっております。それから、敬老祝品の配布が62団体で75の町内会で実施しておりまして、町内会の数をベースにした実施率では74.5パーセント、それから、77歳以上の対象者に対するカバー率では76パーセントとなっております。こちらの数字、令和3年度と比較いたしますと、事業実施申請した町内会数では、10の町内会で増となっております。また、地域敬老会を申請した町内会は11町内会の増となっております。事業実施率は6.9ポイントの増、対象者に対するカバー率でも14.75ポイントの増となっております。この事業、2年目を迎えまして、町内会等の御理解も進んだものというふうに考えてございます。

この事業、昨年度見直しさせていただきましたけども、従来の市の敬老会の参加率というのが25パーセントほど、約4分の1でございました。そういったことで、参加率が低迷しておりましたので、一人でも多くの方に敬老会に参加していただけるように見直しをさせていただいたというところでございます。

今年度、地域敬老会を実施したところの参加率でいいますと、42.9パーセントというふうになっておりまして、見直し前の敬老会の参加率を17.7ポイント上回ってございます。委員おっしゃるとおりいろんな御意見があるというのは十分承知しております。ただ、一部の町内会長さんからは、地域で開催するほうがやっぱり参加者は増えると。以前と比べると20パーセントから30パーセントほど参加者が増加していると。あるいは参加した高齢者の方からも、やっぱり以前のやり方よりも今のその地域でやったほうが良いというような声もあるというふうに伺っておりますので、この点、制度見直しの一番のポイントとしておりました高齢者が参加しやすい敬老会、そういうことでは一定の効果があるというふうに考えてございます。そうしたことから、今後も町内会などの実施団体等からいろいろと御意見を伺いながら、必要に応じて制度を見直ししながら、来年度以降もまずこの形で実施をしていきたいというふうに考えてございます。今年度、提出書類の簡素化、これをいたしましたし、これまでも町内会等を支援していくということで実施してまいりました。未実施の町内会もございますので、こういったところには個別に実情を伺いながら、課題解決のお手伝いをしていければというふうに考えてございます。そういったことで何とかこの

今の形を、何とか定着させていきたいというふうに考えてございます。

それで、未実施の町内会のほうにつきましては、こちらのほうで10月末に一旦取りまとめまして、11月2日に改めて事業の実施の検討をお願いしたところでございます。それ以降もまた4団体から申請がございました。中には12月に祝品を配布して、クリスマスプレゼントを兼ねて敬老祝品を配布するといった声もございましたので、何とか今後も各町内会、支援しながらこの形を定着させるように続けていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

**○委員長（笹川圭光）** 杉本企画政策課長

**○企画政策課長（杉本一也）** それでは、地域担当制のことにつきましてお答えいたします。

まず初めに、敬老会にどれくらい参加したかというところでありまして、これにつきましては集計はしておりませんが、そんなに出てないだろうというふうに思っております。もともと町内会よりも大きな粋組み、振興会、あるいは町内会連絡会等への支援をするというふうなことで制度でありますので、ただ、出身地域から要請といいますか御案内等があれば、それは職員も出ていたであろうというふうに思っております。もともとこの職員の地域担当制でありますけれども、地域づくりをしっかりとやっていこうという考えの下で取り入れた制度で、今年で2年目であります。まだまだ発展途上だというふうな認識はしておりますけれども、正直、今日の予算委員会に出席しているメンバー、あるいは後ろで聞いている方々、市役所の管理職職員がその地域の担当を担っておりまして、それぞれが自分自らの判断と行動でいろいろ地域のためになるようなことをやっていければなど。ただ、地域の一住民として地域行事に参加することとは一線を画するような取組といいますか、をさせていただければというふうに思っております。集落といいますか、地域の維持活性化のためには、まずそこに住んでいる人方が地域の課題を自らの課題として、どう取り組んでいくかということが重要であるというふうに思っております。その中で我々職員がその間に入って、その地域の方々の活動のサポートをしていければなどというふうに思っております。具体的には、市の補助金等でも、まだまだ活用されていない部分、あるいは国・県の補助金で有利な補助金がございますので、そういったところの紹介等をして、

申請書類の作成等の支援をしていくことが一番いいのではないかなというふうに考えております。ただ、我々注意しなければならないのは、行政依存にさせてはいけないということ、それは常に念頭に置いて、いろいろ対応をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（笹川圭光） 再質疑ありませんか。3番鈴木委員

○3番（鈴木元章委員） 答弁ありがとうございました。若干私、ちょっと嫌みっぽい質問をして申し訳なかったんですけども、今の両課長のほうからの敬老会についての説明は分かりました。

ただ、やっぱり何回も言いますけども、一般の住民、市民の方は、何か役所で町内会のほうにもうみんな投げて、何だ協力するって言ったって全然本当に動いてくれないじゃないかっていう声が非常に多いので、その点を頭に入れておいてください。

あと、高桑課長のほうから、まず今の形を継続していくということで、それもいろんな意見がありますので、私はそれを否定はしません。ただ、私が言いたいのは一点だけで、敬老会という形が、その町内で何人かで酒飲んで歌っこ歌ってカラオケやってわいわいって、それで物もらって、それが果たして本当に敬老会なのかなど。それだったら別に敬老会、年に1回じゃなくても、もう好きな人方だけ定期的に集まってやるのと、あんまり変わらないんじゃないかな。だからその点で私は、そんなに立派なものじゃなくてもいいから、紅白のまんじゅうっことご皆さんさどうぞってやったほうがいいんじゃないかなということでは言わせていただきました。

あと、インボイス制度に関しては、私もまだ全部認識してないので質問させてもらって本当に申し訳ないんですけども、確か今これは国税庁のほうでは経過措置のほうもいろいろ話して、どうやるかっていうことをやっています。やっぱり男鹿市には建設業界含めていろんな商店の方、それからこの制度に該当する方がいると思うので、やっぱりそういった事業者が不安にならないように市のほうでやっぱり、さっき説明会いろいろやるということなので安心しましたけれども、やっぱりもっともっとういうふうな知らない制度を広めていくというのが必要だと思いますので、これは答弁いりません。終わります。

○委員長（笹川圭光） 佐藤副市長

○副市長（佐藤博） 敬老会の在り方についていろいろと御意見いただき、ありがとう

ございました。

敬老会につきましては、今年2年目ですけども、従来のやり方を変えて、さっき課長が話したとおり参加率が5人に1人ではちょっと寂しいだろうと、4人に1人ではうまくないだろうということでの、うちのほうでいろいろ考えたやり方でございます。真似した三種町も同じようなスタイルでやって、そこそこの成果は出ているというような話も聞いてございます。

不十分な点はいろいろとあると思います。まず何よりも、さほど立派でなくても、立派でなくっていえば変な話ですけども、構えなくても開催してもらいたいんですね。参加してもらいたいんですよ。そのためには、我々も労をいといません。いろいろと単価が低かったり、直させてもらいましたし、手続きも簡略化してくれという話もありました。名簿云々の話も、個人情報に十分留意しながらできる限りのことをさせてもらっています。この後もそういった姿勢で行いたいと思います。

ただ、どうしてもうまくなければ、これは元のスタイルに戻すのはやぶさかでございます。私、前のスタイルがどういう形でやっていたか実際に現場では見てございませんけども、もしそうだとすればそれもやぶさかでない。ただ、今のスタイルでやるにせよ、元のスタイルに戻すにせよ、市はもちろんそれはやっぱり市の発展に今まで貢献されてきた方々に対して敬老の意を表するのは当然ですけども、やっぱり地元の方々が、地域の方々が地元の先輩、人生の先輩を敬うという気持ちが、まずそれがないと、私、スタイルがどうあっても同じだと思っただけです。それは委員も重々お分かりのことだと思いますけども。ですから、うちの課長も担当の部局も、まず何とかやってみてくれと、我々でサポートするところはサポートするからと、足らざる部分は直すのでというふうなことで今一生懸命やっているところです。ですから、委員からそれこそ一般質問で御質問いただいた、なかなか市だけでは解決できない課題もあるだろうと。これなんかまさにそれだと思っただけです。市民の参加、市民との協働のまちづくりの一つとしてこれやっていかないと、市だけが、いやいや参加しない人いるのでまんじゅう配るかという話だと、これでは敬老会も何もあったもんでないと思っただけです。そこのところをぜひ御理解いただいて、我々も努力しますし、それから、地域の方々に委員からもですね、ぜひ声かけてもらって、試しにまずやってみねがということやってもらえれば、うちの課長とか担当がすぐ飛んでいくと思っ

ますので、出張所長も、それから地域担当制も飛んでいくと思いますので、何とかそここのところお願いしたいということをお話したいと思います。よろしく申し上げます。

**○3番（鈴木元章委員）** どうもありがとうございました。

**○委員長（笹川圭光）** 3番鈴木委員の質疑を終結いたします。

次に、13番三浦利通委員の発言を許します。13番三浦委員

**○13番（三浦利通委員）** 私からも何点か質疑をさせていただきたいと思います。

通告してあります内容については、3点ほどありますけれども、たまたま今、鈴木委員から御議論あった地域敬老会、昨年12月に若干やり取りさせてもらいました。今、副市長もちょっと触れておりましたけれども。うちの地元の鶴木町内会、まんじゅうのみを配って敬老の意思を町内会の役員の人方が示したと。この場でもやり取りしたのは、おいから言わせれば個人的には極めて愚策、ナンセンスの最たるものだ。男鹿市というのは、敬老会と称してまんじゅうを配って成人病をまず増やすということの意味なのかっていうぐらいの、まず捉え方は極端というか、しょっぱね悪い捉え方だども、敬老会ですから、会ですから、さっきあったように、やっぱりそれなりの集まりを企画して、それさプラスアルファ、お祝いの品もあった、さらにはもしかすれば1,000円前後のお弁当もあった、飲み物もあったという、これはいいと思うんです。まず何とか、もし許せるならば、まんじゅうだけ配ってのみ敬老会というのはやめていただきたいと思います。

それから鈴木教育長、挨拶運動、あなたの立場でも一生懸命推奨したい。企業にも云々ということであったけれども、それだけはやめていただきたい。私、個人的な捉え方、見解ですが、菅原市長、何ぼ男鹿市の職員、一部だと思いたすが、挨拶が悪いからこういう運動をやってきたんだべなと思ってるな。普通は、幼少の頃から家庭の中でしっかりとよ、しつけしたり、あるいは施設とか小・中学校できちっと挨拶をするのが当たり前だというようなことで、大人になってもそれが自然と出てくるんだ。ちなみにうちのほうの法人の若い人にとっては、ちゃんとやってるっていうような外から来たお客さんのあれだ。朝間におはようございます。その後まだや、9時においご見でもお疲れさまです。何だか気持ちわりなって。まず、教育長の立場としては、何とか、あまり役所の職員さ、あんたもや、市長と一緒にや、そういう運動を、まず気持ちは分がるども、そうまだあれでね、特定のサロンパス、相当好んでるみた

いだけでも、ここNHKの場でねえがらいいどもよ、まず学校現場だけ、まずさらに教育長の立場として、これもお願いだけでも、まずもちろん答えも御見解もいらねどもや、頑張っていただければと思います。あんまり、市長、強制的な運動だと見られるようなことだけは避けてもらえればなど、自らがそういうふうな自主的にやっていくという部分、姿勢が大事なのかなと思います。

通告してあります3件についてお尋ねいたします。

今回の定例会の初日、市長のほうから市政報告ありましたけれども、今回の報告の中で、先日も吉田洋平委員が今年の米の作柄について、春先の天候不順と、さらには御案内のように7月10日前後から盆過ぎまでの長雨が続いた。日照不足等で米の作柄非常に悪いと。9月20日現在で、北海道・東北の中でも秋田だけが「95」。直近のまだ作況指数は出てないけども、恐らく我々も米作りやって、現場では1俵から1俵半、こまちとか早生のもちも落ちてると。そういうふうな12月定例会であれば、今までは米の作柄、あるいは大豆の収穫状況等、報告があったはずだけど、今回なしてねんだべかと。市長はずっと一般質問等の中でも基幹産業農業の大事さっていうようなことを訴えているども、あと米づくりについては、あと男鹿市はあんまり積極的に、何とでもいいっていう捉え方にしてらんだべがっていうぐらいいよ、まあそれはちょっと言いすぎですけども、当然やっぱりこういう農業の状況なり、それから観光の、9月定例会以降のよ、男鹿市内における観光の誘客数とか宿泊の状況等、当然やっぱりそれなりの数字等も挙げて報告もあってしかるべきだなと。こういう場で、共有のそういう情報を基にして議論をするということが、やっぱり大事なんでねがなと思っているんだけど、今回なぜそういう面では今言ったような内容について報告がなされなかったのか。何か市政報告の内容について、規則的なものが変更なされたのかどうか、その辺も含めてちょっとお聞かせください。

それから、御案内のように国の予算作業、それぞれの省庁の中では予算要求等がまとめられて、具体案、新年度予算の国の予算が恐らく編成作業、財務省あたりが相当必死こいてやっている状況だと思いますけれども、予算要求全体の中で去年に引き続いて過去最高額の要求額になっていると、そういうようなこともいわれている。最近伝わってくることは、確かにコロナ関係の対策予算とか、それからここへ来てずっとロシア、ウクライナの影響を受けて、様々な経済対策の補正予算、今回も参議院も

通ったみたいですが、そういう状況を受けて、前にもちょっと財政規律のことを指摘した経緯がありますけれども、我々議員というのは意外と地域、市民からの要望だというようなことで、いろんな様々な今回のコロナに関連づけて、あるいは経済対策、いろんな燃料なり、物が上がっている中で、そういうやっぱり支援対策すべきだっというようなことは、それぞれ主張はなされているわけけれども、ただし、考えてみますと、いずれにしても国自体が先ほどあったような財政で、要するにあと8割方借金をして、その借金って我々の後輩なり子供たちが将来払っていかなければいけない、一部我々もこの後、一定の時期なれば負担せざるを得ないという状況なので、あまりにもこういうふうな財政に対する感覚が増長すると、将来的には相当やっぱり逆に弊害が、悪しき前例イコール弊害が伴ってくるんでないかなというふうなこと等も考えられますので、何とかそういった面では、この後、市の、特に財政に関わる立場の方々、職員の皆さんというのは、やっぱり財政規律をもう一回再確認をしながら、仮に今回も出されているようないろんな経済的な面で難儀を強いられている方々への支援策についても、一定のはっきりした条件というか、そこら辺を加味しながらきちっと市民の方々にも、やっぱり自らの自助努力的なこともある程度促して、施策推進をするという手法がやっぱりもう一回確認をしながらやっていくということが大事なのかなというふうなこと等をまず何とか主張したいと思います。そこら辺、財政課長はそういう面ではこの後、しっかり手綱を締めてやるんじゃないかねえかなという、やるべきだとは思いませんけれども、御見解をお聞かせください。

それと農業の関係ですけれども、さっきあったように鎌田課長、あなたも今年の秋の米の収穫状況、特に収量、品質も相当やっぱり落ち込んでいる。そういう数字、ある程度つかんでいるかと思しますので、その辺の実態について。それから、その辺の作柄状況、何が原因でこういうふうなことがもたらされたのか。先ほど言ったように秋田だけが作況相当悪いというのと、JAあたりが、意外とJAそれあれだな、農家もあと諦めてるのか、下ばかり見てるのか、問題化しないという。秋田県もそうだし、サキホコレばかり知事が一生懸命PR宣伝してるとも、肝心の相当量、まだこまちが生産されている中で、今年のコまちというのは先ほど来言ってるように収量減になっている。秋田県の稲作農家、相当の大幅に所得減なるって、そういうやつあんまり主張さねものな。どうなってるんだ、不思議なんだけれども、まずそういう何が原

因でそういうようなことになったのか、まあ天候悪かったんだけども、大豆も悪いもの、さっき言ったようにな。その辺の、もし数字的なもの、情報としてつかんでいたらちょっとお聞かせください。

それともう一つは、先ほどもあったように、今のウクライナ、ロシアの戦争で、御案内のように穀物、外国からの小麦とか大豆あたりが相当やっぱり円安の関係もあって価格が高騰している中で、農水省はようやく国内生産を高めなければいけないという動きの中で、来年度、情報伝わっていると思うけれども、畑地においても大豆なり小麦を作付けした場合は、1反歩当たり1万円の助成金を出すとかって、そういう動きも出てきたので、そういったことをこの後、情報をつかんで、早めに農家に周知をしなければ、ややもすれば去年の反省で、市がせっかくメロンの特産物、振興対策の一環として540万ぐらいだっけか、500万からの支援策を講じて3月定例会で決まったんで。ところが、JAサイドは全然そういう情報を基に、あらかじめメロン農家に周知したり、今、市がこうだからってということで、そういう動きをしなかった。結果として、あとからメロン農家から、いやいやそういうやつ市でやってけだんだなっているような話であった。だから、その辺の連携というものをやっぱり、そういう鈍感なJAだっていうことを鎌田課長、頭さ入れて物事、市が率先してかからなければ大変だや。また、市も一緒になって農家からお叱りを受けるようなことが出てくれば具合悪いから、いろんなそういう情報、国の情報なり県の情報によ、どんどんどんやっぱりあれだ、当然農協を通して、あるいは市独自でも出して、農家の支援策を講じていくという、その手法が大事なんでねがなという気はするけども、課長、なんたもんだべが。ちょっと御見解お聞かせください。

**○委員長（笹川圭光）** 審査の途中ではありますが、答弁保留のまま、3時10分まで休憩いたします。

**午後 2時55分 休 憩**

---

**午後 3時09分 再 開**

**○委員長（笹川圭光）** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

佐藤副市長

**○副市長（佐藤博）** 三浦委員のほうから市政報告につきまして御指摘頂戴してござい



ます。アンカーは私やっておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

市政報告につきましては、年4回あります定例会、これを基本にして臨時会、それから時に全員協議会も含めて、その時々々の市政に関わる重要案件、それから直前の議会以降の新たな動き、こういったものを時宜を逸することなく議会の皆様、ひいては市民の皆様に報告するという、これを基本的な考え方としてございます。

具体の項目につきましては、各部局から議会前に上がってきたものを私のところで取捨選択して、足りないものは追加で発注して、最終的に市長に見てもらって最終判断もらせてございます。

御指摘の農業の作柄概況ですとか、それから観光の状況につきましては、確かにこれまでは6月、9月、12月ということで議会ごとに状況報告してきてございました。どちらかという、これ反省点なんですけれども、いくら販売したですとか、それから、宿泊者数が何人だったというふうな形で、その報告の中身が数字なり実績の報告のみにちょっと終始してですね、どちらかといえばこれは委員会報告の案件でないかといわれるようなことで、中身につきましても我々も反省してございます。やはり市長が定例会開会の冒頭にやっぱり議場で行う市政報告というのは、やっぱり毎議会、定期報告のように機械的に行うのではなくて、それは所管の委員会に委ねて、やっぱり市長からは状況の報告等はもちろんありますけれども、それとあわせて、そのことに対する市の認識なり、それから今後の向かう方向ですとか、そういったところをやっぱりメッセージとして議員の皆様、ひいては市民の皆様に発信するということがやっぱり大事だろうと。そういうときにやっぱり行うべきであるし、行う内容でなきゃいけないかなと思ってございました。そうした考えで、例えば農業につきましては、この1年、これまで相当突っ込んだ内容で報告してきたつもりでありますし、9月議会の市政報告では、米の作柄や、それから園芸作物の販売状況に加えまして、委員から御提案、御指摘ありました農業ビジョン、これを策定するというふうなことも表明させてもらったということで、多くの時間を割いたところでございます。

また、観光につきましても毎議会ごとに現状と対策、報告させていただいてますけれども、今回はコロナと感染対策と社会経済活動の両立ということで、昨年、一昨年よりは上回っているものの、まだコロナ禍前には及んでいないというこの状況にあまり大きな変化がなかったものですから、見合わせたということでございます。

市政報告の基本的な考え方なり、取り上げなかったその判断の理由といたしますか、経緯は以上のおりでございますけれども、ただ一方で、やっぱり委員御指摘のとおり、この12月というのは、例えば農業でいえば、ほぼ1年の収穫を終えた時期でもあります。それから観光も、冬期観光という課題はありますけれども、やはりうちの主力は春から秋、冬口までかけてでございますので、その1年の実績が見通せる時期でありますので、ここはやっぱり農業、観光という基幹産業については、1年を振り返ってやっぱりしっかりと総括すると。総括して報告すると、そうすべきであったなど。それから、委員も言っておりましたけれども、基幹産業に何だ力を入れないのかというふうなことですね、誤った変な逆のメッセージがいたりしてもこれ困りますので、その点少し私どものほうで思慮が足りなかったなというふうに思っております。来年の3月以降、今回の点も踏まえて、よりタイムリーに、中身も充実したもので市政報告したいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、各部局から今回も農業に関しては農林水産課から、それから観光は観光課から上がってきまして、私の一存でちょっと待てというふうなことにしましたので、その点は念のために申し添えておきたいと思ひます。

それから、二つ目の事業予算の在り方というふうに、根本的な問題について問題提起いただきました。私お答えしようかと思つたんですけども、財政課長、御指名でございますので、私のほうからはこれはやめて、財政課長に委ねたいと思っております。

**○委員長（笹川圭光）** 鈴木財政課長

**○財政課長（鈴木健）** そうしますと、私のほうから新年度予算についてお答えさせていただきます。

現在、各課で新年度の予算編成作業に鋭意取り組んでいるところでございますけれども、ただいま副市長もおっしゃいました非常に本質的な問題提起ということで、これは私ども執行部としても考え方は同じであるというふうに思っております。

これまでコロナ禍が長引きまして、それに物価高も加わり、市民生活、それから事業活動に大きな影響を及ぼしている状況でございます。この対処療法的な対策としてこれまで実施してきておりましたけれども、あくまでその効果は一時的なもので、根本的な解決にはならないと。場合によっては、御指摘もありましたように、このよう

に対策慣れというのも心配される状況です。

先ほど企画政策課長から行政依存にならないようにという答弁もありましたが、これは市当局として一致した考え方でございます。ですから、またここにきましてコロナ対策、それから社会経済活動の両立が徐々に進んできておりまして、そもそも国の財政出動というのは限界があるというのは、これは容易に想像できるところでございます。ですから、これまでのように自由度の高い、また、使い勝手のいいような手厚い支援というのは、なくなるというふうに考えております。

そこで、新年度の予算編成に当たりましては、平時に立ち返り、市民の安全・安心にとって真に必要な措置に限ることとしており、これは令和5年度の予算編成方針のほうにも明記してございます。ですから、この先、生活者支援、これは困っている方、本当に困っている方に限定すると。また、事業者支援につきましても、ここ最近のように減収分を補填するような直接的な支援ではなくて、事業活動の活性化、それから生産性の向上、そういったものを後押しするような本来の助成方法、そういった支援手法に戻していくことが必要であると思います。ですから、一般質問でもそういった御質問ありましたけれども、市民全員に、また、全世帯一律に現金、商品券を給付するというそういった考え方ではなくて、そういった安易なばらまきの事業ともとられるようなものに予算をつけることのないように、十分注意してまいりたいと考えておりますので、これについて今後、3月定例会で予算案のほうをお示ししますので、どうぞその際は厳しいチェック、御審議をお願いしたいと存じます。

以上であります。

**○委員長（笹川圭光）** 鎌田農林水産課長

**○農林水産課長（鎌田重美）** 私のほうからは、農作物の生産状況というものを御回答したいと思います。

まず、水稲でございます。出穂期以降の日照不足に加えて断続的な大雨による倒伏の拡大、これが多かったものですから、粒の肥大が抑制されたことから、本市を含む県中央部の作況指数は「94」の不良であります。JAによりますと、今のところ、最終値ではございませんけれども、品種については未登熟、それから着色粒の発生によりまして、一等米の比率が84.4パーセント、今現状84.4パーセントでございます。12月6日現在の米の集荷ですけれども、JA含むほか4事業所、契約の数

量から12パーセント、今のところ12パーセント減の88パーセントの入荷量であるというような状況を伺っております。

次にメロンでございます。出荷は8月9日で終了いたしております。販売の数量は約4万2,000ケースでございます。販売額、約1億9,000万円と、今年是小玉傾向であったそうですけれども、高値が安定で推移したという形を伺っております。

和梨ですけれども、今年はずっと小玉傾向ではありましたが、霜やそれから台風の影響もなく、平年並みの収穫となったということでございます。

花卉につきましては、7月の猛暑等の影響による開花時期のずれ、それからお盆前の台風の強風による影響で枝が曲がるなど、単価や出荷量が落ち込んでいるという状況でございます。

ネギにつきましても、やはり長雨、大雨によりまして、軟腐病の被害拡大や圃場の状況が悪く、作業の遅れが生じるなど、収量や品質の低下が見受けられたそうであります。

転作大豆ですけれども、刈り取り作業がまだ終了したばかりでございますので、現在、選別作業のほうを進めているところでございますけれども、やっぱり長雨による収量や品質低下が目立つということでございます。

最後、葉たばこでございますけれども、本日で出荷が終了するそうでございます。やはりこちらも長雨による影響で、空洞病の被害拡大があり、減収の見込みとなっていると伺っております。

やはり今年8月に入ってからほぼお盆まで、ずっと雨が降っているというような状況でございました。水稻につきましては8月以降、出穂してから30度続く天気が1週間続けば、大概駄目な稲もよみがえるというような話は伺っておりますけれども、さすがに今年その出穂後の天気、あれほど悪いという状況でございまして、収量のほうにも影響があったものと思われま。

あとそれから、国等の事業に関する周知についてでございます。これも昨年、皆様からいろいろお叱りがあったところでございます。補助金制度につきましても、周知してくださいということがありまして、昨年は特に国からきた急なものであって、補助事業の対象者が少ないとかそういう場合には電話をかけさせていただくなど、そういった対応もとらせていただきました。なるべく国からの事業等おいしいものがあつ

た場合は、なるべく情報収集いたしまして、皆さんのほうへの周知を心がけたいと思っております。

また、いろんな面で再生協議会のほうから出す文書等ございますけれども、それらの機会も捉えまして、なるべく市の農政に関する情報については提供してまいりたいと思っております。また、ホームページ等も活用しながら、タイムリーな情報を提供したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（笹川圭光） 13番三浦委員

○13番（三浦利通委員） それぞれ御答弁いただきましてありがとうございます。

まず、市政の報告については、副市長から経緯等も含めてお話あったわけですが、年度途中で、しかも議会のそういうふうなルールのなものを変えるとすれば、やっぱり事前に、正副議長でも、議運あたりさも相談かけた中でやってもらわなければ、やっぱりちょっともっていき方として具合悪い部分がないにしてもあらずなのかなど。もう一つは、市政報告というのは、次の1月の広報あたりに市長が表紙の次あたり、2ページ、3ページあたりさ、こういうふうなことを市長が報告したというようなことが出ますので、それを見た農家あたりでは、さっきあったように、あれ、米のやぶ全然触れてねなというようなことで誤解を招かれる面がないにしてもあらずなので、その辺の観点で言わせてもらいました。

それと、新年度予算の関係については、所管でもありますし、あと了解しました。

農業の関係ですけれども、鎌田課長、農水省が先ほどあったように畑地の小麦とか大豆に対する振興策として1反当たり補助金。大豆は従来の数量払いとプラスアルファで1万円を出すということなんだけれども、問題は、特に小麦はカントリー、JAのカントリーライスセンターでは受けられないような中身になってで、それから飼料米についてもカントリー、それから払戸のライスセンターも受けないって。来年から一般米を途中で飼料米に変えると。今年までは10アール当たりの収量ごとに単価違うけれども、その金額は飼料米専用の品種と変わらなかったのが、来年度については一般米については単価を下げるといようなこと。農家はそういう情報が今出てる中で、飼料米の専用品種を作りたいといようなことの動きがなされているけれども、種子がもう確保できないっていう答え出てしまって、それが不可能になってらんだものな。

だから、俺言いたいのは、いかにしてそういう情報が遅いがゆえに種子の確保もできないというようなことが今出てきてるんだ。それから、JAの体制的に、やっぱり小麦が今、国で一生懸命やろうとしても、その受入れ体制ができないということで。幸いうちのほうでは大潟村のカントリーさやってる。御丁寧にありがとうございましたって御挨拶を受けてちゃんと扱ってけるもんな。検査もして、販売もしてけるっていうような、まあそっちのほうさみんな出せばいいことだ。それにしてもやっぱり地元のJAがそういう体制では困るんでねがなというようなことで、等々も含めて、先ほどもちょっと言ったように、対JAとの農業振興の進め方というのは、相当これからやっぱり市としても言うべきことは言う、求めるものは求めるというような形でやっていかなければ、農家が最終的に困るんでねがなというようなことがあろうと思いますので、何とか担当部長、鎌田課長、その辺を頭さ入れて、これからどんどん早め早めの動きをしていかなければ、ややもすれば情報が遅れた、動きが遅れたということで農家からお叱りを受けらんでねがなというようなことで、そういった面で従来以上に対応をやっていくべきだと思いますが、その辺の御回答もちょっとお願いします。

あと、観光の関係でいきますと、先月11月30日、秋田パークホテルがもう破産宣告したと。幸い、青森の業者が買い求めて営業は続けていくみたい。あそこは市長とか副市長だばよく行ってあったべども、パークホテルってば中華料理うめくてな、比較的安くて、監査委員もしょっちゅう使って、そういう点では利用客がおったんだけどもな、まずいずれにしても俺が言いたいのは、コロナが始まってもう3年目。1年目から観光面が特に男鹿温泉の観光関係のホテルとか旅館については、そうでなくてもずっと観光客が落ちてきて、やっぱり経営的に難儀強いられている中で、資金の融資を受けたりなんだりしている中で、あとは既に償還が始まっている状況を迎える中で、やっぱり経営的に行き詰まったり何だり、それは相当やっぱり情報というか動きをつかんでいかなければ大変なんでねがなというような気がします。あわせて、やっぱり一層の支援策も何あるのか具体は皆さんのほうで組み立てして、特に従来から冬場の観光客というのは、県内もちろんだけれども、男鹿の観光地も少なくなってくる中で、相当やっぱりホテル関係は難儀を強えられるんでねがなというような気がしますので、我々も議会としてもやっぱりそういう情報を、こういう機会にやり取り

をさせて対応しなければ大変なんでねがなというような気がしますので、まず従来以上に対応方やっていただければと思います。

あと、さっきの件だけ御答弁お願いします。

○委員長（笹川圭光） 田村産業建設部長

○産業建設部長（田村力） 農業振興という部分でJAとの関わりということかと思えます。農業、御承知のとおり男鹿市の基幹産業で、本当に大切な産業でございます。現在、農業振興ビジョン策定しておりますけれども、その中でも農協のほうにも、JAさんからも入ってもらっております。まず同じ方向で市の向かうべき農業の方向、そういったものをJAもですけれども、ほかの関係団体みんな含めて、そういった中で振興策を策定しておりますので、そういった中で協力、協力といえは変ですけれども、言うべきことは言うし、やってもらいたいこと、そういったいろんな方向性でまず進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（笹川圭光） 菅原市長

○市長（菅原広二） さっき委員から予特の番外編で話あったので、恐らく教育長どご冷やかして言ったんだと思うども、挨拶運動についてね、私は本当に何とか全市に広めたいと思ひて、企業にもお願ひに歩くつもりでいます。私、個人的にも。というのは、やっぱり男鹿市にきた人が観光のまちなのについていう、そういう話が出るんですよ。レストランとか、ホテルとか、そういう話もある。それから、私がスイッチ入ったのは、教育長が今年そういう目標を立てて、挨拶、それから読書、それから運動だすな、その三つの目標立てて、その中で挨拶をやることによって良品計画が経営改善を図ったと。経営の立て直しができたと、その話聞いてスイッチ入ったすな。私も市長なってからずっと月1回、職員の入口で挨拶してます。それから、来ねってもいいって言われだども病院にも行って挨拶してます。だからやっぱり私がやってるのは、やっぱりなかなか影響力が少ねんだすよな。だから、みんなでやれば非常に影響力が大きい。なお一層良くなっていくと。だから私はいつも言ってますけども、観光業者以外の市民が挨拶できればね、男鹿は変わっていきけると思ひています。自分の住んでいるところに誇りを持ってやっていければいい。実際、いい例では、東中の生徒が非常に挨拶が良くて気持ちがいいという話を住民が言ったりしてます。私もたま

に歩いてきて、こう手振れば、女性が運転大丈夫だかと思うぐれ、うわーってこう手振る人いるんだすものな。せばやっぱり気持ちがいいしね、何とかそういうことを広めていきたいと。

それと、やっぱり市役所あたりは、やっぱり恵まれていると思うんですよ、私は。組織もきちっとしてるしね、経営のトップは何か分からないけれども、やっぱり中小企業ぐらいなると、やっぱりトップでその会社の社員の幸不幸も決まるぐらい左右されると。何とかそこあたりでね、またそのフィロソフィを作って、生きがいを求めてやっていきたいということで、フィロソフィも皆さんにお配りしたと思います。そのことはさっきの敬老会の話にもみんな通じることで、理念だすよな。やっぱり私方は子供の頃からナマハゲの教育を受けてきて、やっぱり郷土愛、家族愛を持ってで、それでやっぱり地域の人方も大事にしていくと、そういう思いですから、その延長線上にも当然敬老会があるわけですよな。親を敬しない子は不幸なりと、自分の親を尊敬できないやつが、どうして人を幸せにできるかと、そういう思いもやっぱりナマハゲが教えてくれている教えだと思えますから、何とかそういうのを伝えていきたいと。

話がちょっと飛びましたけども、その敬老会、私、今年3か所に行きました。船越の新地、下金川、南平沢、非常に頑張ってるすな。敬老会やってもらう人方が一生懸命敬老会やってるす。それでやっぱりさっき言った年寄り方が、そういうことでやっぱり教育と教養が大事だと。目標を持って生きてるということだすな、地域のために。いかに地域のために、人のために頑張ることが、幸せになれるかと。自分方に非常に大きなパフォーマンスを与えてくれるかって、パワーを与えてくれるかと、そういうことを何とか伝えていきたいと思ってますから、何とか皆さんからの御支援をお願いします。

以上です。

○委員長（笹川圭光） さらに質疑ありませんか。13番

○13番（三浦利通委員） 市長、挨拶運動の市長の考え方はちゃんと受け止めましたけども、ただ、企業にもそういう推奨運動というか回ってきたいということですが、挨拶運動のお願いだけでなくして、やっぱり土産話的によ、市内のいろんな企業形態があるわけだけれども、経済の活性化にこういうふうなことを今取り組んでいる、こういうことをこの後考えているとかっていう、そういう土産話もよ、やっぱりそうい



うのを風呂敷さ包んで持っていかないと、受け止め方、何、市長、挨拶のことだけしゃべってあど帰っていった、何やっていうぐらいの、おみだいにしょっぽね悪いんだば、そういうふうに捉えかねないので、その辺のこともこの後、熟知しながらまず挨拶運動をやってもらったほうがいいのかなっていう私の私見です。終わります。

○委員長（笹川圭光） 菅原市長

○市長（菅原広二） 御指摘、非常にうれしく思います。つい昨日だっけが、おとといだっけ、経営会議のときもそういう話が出て、もっと若い人方を集めて話るとか、それから観光業者とか、商工業者とか、農業者とか、いろんな団体と話するようにと、私も含めてね、そういう話をしていますから、そういう切り口で意見を聞きながら、うちの副市長が得意な車座になって話を聞くと、膝詰めで話を聞くと、そういうスタンスでいきますので、ひとつよろしく御指導ください。

○13番（三浦利通委員） 終わります。ありがとうございました。

○委員長（笹川圭光） 13番三浦委員の質疑を終結いたします。

次に、6番蓬田委員の発言を許します。6番蓬田委員

○6番（蓬田司委員） それでは、補正予算について何点かお聞きしたいと思います。

ページでいけば、補正予算書9ページのICT活用支援業務、ここについてちょっと分からないところがあるのでお聞きしたいと思いますけども、IT支援員の具体的な業務の内容、これについてお聞きしたいと思います。

それから、ICT支援員の配置によって、どのような教育効果が期待されるのか、ここら辺について教えていただきたいと思います。

その次は、今度は25ページの子育て世帯物価高騰対策応援給付金、これについてですけども、これの対象者についてなんですけども、これは令和5年1月31日まで生まれた児童ということが②のところに書いているんですけども、そうすれば1月31日まで生まれれば2月1日以降というか、そういう新生児は対象になるのかならないのか。よく地域の人方と色々な話聞かれたり話していると、こういういろんなことについて聞かれるんですけども、こういう場合どうなるのかともまた多分聞かれると思うので、ここら辺もちょっと教えていただきたいと。

それから、25ページの児童福祉施設整備実施設計業務、このところについてお聞きしたいと思います。これの主な変更内容、2階のテラスの遊具、これどういう遊

具なのか。それから次、2階テラスは陸屋根とか何かそういう設計内容になってるのか、それで防水シートとか何かそういう設計でしょうか。こちら辺をお聞きしたいと。それからあと、仕上材の仕様の変更となっておりますけども、その主なところについてお聞かせ願いたいと思います。

それであと、通告にちょっと書いてないんですけど、委員長、一つだけ追加してお聞きしてもよろしいでしょうか。

○委員長（笹川圭光） はい、どうぞ。

○6番（蓬田司委員） すいませんが、35ページの男鹿地区消防一部事務組合負担金、774万2,000円の減額補正となっておりますけども、この減額理由についてお聞かせください。

以上、お願いします。

○委員長（笹川圭光） 笹渕学校教育課長

○学校教育課長（笹渕美穂） ICT活用支援業務についてお答えいたします。

まず、ICT支援員の具体的な業務内容について、大きく五つの業務をお願いしております。GIGAスクール構想前までも学校のほうにパソコンは導入されておりましたが、GIGAスクール構想に伴って学校が保有するパソコンの台数、多い学校では10倍近く増えております。あわせて、日常的な活用ということで、まず1点目として、デジタル教科書をはじめとするデジタルコンテンツを活用しながら授業等取り組んでおりますので、それを取り入れる際のアカウントの作成であるとか、各機器の設定、それから定期的なアップロード等の更新作業、こういうふうな環境整備を支援員のほうが担当しております。

2点目としまして、導入期においてですが、授業において児童・生徒や教員の機器操作のサポートを担当しております。

3点目として、機器のほうはちょっとしたトラブルがたびたびございます。トラブルがありますと授業のほうでストップしてしまう状況もありますので、トラブル対応ということもお願いしております。

4点目としましては、教員の教材づくりの支援であります。

そして5点目として、特に導入期において行っておりましたが、教員等の研修会の講師のほうをお願いしております。

続いて、ICT支援員の配置による教育効果についてですが、まず1点目は、児童・生徒や教職員のタブレット端末等の設定及び更新などの環境整備をICT支援員がすることで日常的に使いやすい状態が保たれているということ。

二つ目として、導入期における児童・生徒や教員の機器操作のサポートにより、タブレット端末や大型電子黒板が日常的に活用できる状態につながったということ。

3点目といたしましては、タブレット端末の活用において先ほどお話したとおり、小さな機器トラブルがつきものとなっております。教員が都度トラブル対応をしていると授業が成り立ちませんので、支援員にトラブル対応をしていただいたり、あるいはトラブルが発生したときの対処の仕方を教えていただいたりすることで日常的な活用がしやすくなっております。

4点目としましては、教員が例えば授業のこの場面でこういう使い方をしたいと、そういう思いや教材づくり、これを支援することで、授業のさらなる充実につながっているということです。

この2年の間に児童・生徒や教員の機器活用のスキルはだんだんついてきておりますので、導入期としての支援は大分減ってきているわけですが、これからも、またデジタル教科書、あるいはメクビットも導入しました。それからAIドリル等、デジタルコンテンツはどんどん増えてまいります。そして、日常的なアップデート等をしていかないと、また容量パンクしたりですね、そういうふうな機器のメンテナンスもございますので、引き続き環境整備の対応として支援員にお願いしたいと思っております。

また、機器トラブルはやはり避けたいと思っておりますので、機器トラブルに対応できるということも、これからも必要なことだと考えております。

以上です。

○委員長（笹川圭光） 湊子育て支援課長

○子育て支援課長（湊留美子） それではお答えいたします。

初めに、子育て世帯の物価高騰対策応援給付金の事業の対象者、2月1日以降に生まれた新生児は対象にならないかといった御質問についてお答えいたします。

本事業の制度内容でございますが、事業期間は2月末までとしております。申請による支給の場合、2月15日までの申請期限を設けております。コロナの地方創生臨

時交付金を活用した事業でありましたので、年度内に支払い等全ての事務事業を終了していなければいけないといったことから、事業期間を2月末までと設けたところがございます。申請による支給につきましては、申請していただいて、それで課で受け、精査し決定、支払終了までの事務の手續の期間は、そういった期間も設けなければいけません。よって、1月31日までに生まれた児童をこのたび対象としたところがございます。いずれにしましても、たった1日で対象となるならないといった悩ましい部分もありますけれども、今回の事業は新生児に関しては、1月31日までに出生された方を対象としているところがございます。

続いて、児童福祉施設整備事業の変更内容、2階のテラスについての御質問にお答えいたします。

2階のテラスの遊具ですけれども、当初、2階のテラスの空間に建物と一体化している滑り台、スライダーと私たち話しているんですが、何人もの子供が一斉に滑れるような大きな滑り台、建物と一体化しているこの大きな滑り台を当初想定しておりました。コンクリート製で表面に特殊な塗料を塗ったもので、高さが1メートル15センチ、幅が10メートルほどのものでございました。事業費の見直しということで、こちらのほうは削減の対象としたところがございます。

2階のテラスは陸屋根かといった御質問ですが、こちらは陸屋根でございます。防水シート、こちらはウレタン防水のほうを考えております。

仕上材の仕様変更の内容でございますけれども、2階テラスのゴムチップですとか、外壁のコンクリートの塗料ですとか、あと、床タイル材、こちらのメーカーのほうを変更したり、少しでも安いもので、ちょっとグレードを下げたりとか、そういったところで仕様変更を考えているところがございます。

私からは以上です。

**○委員長（笹川圭光）** 小澤田危機管理課長

**○危機管理課長（小澤田一志）** 私からは、男鹿地区消防一部事務組合負担金の減額について御説明いたします。

まず、男鹿地区消防一部事務組合の経費は年間の歳出を算出いたします。それから、その後に組合の歳入である消防手数料等、これを見込んで不足分を構成市村で負担することになっております。構成市村は、男鹿市、潟上市、大潟村の3市村でございます。

す。そして、今回補正の要因ですけれども、歳出でいろいろ建物の工事をやったんですけども、その請差、それでいきますと378万ちょっと。それと今回備品購入費で天王南分署の救急車を購入しておりますけれども、その購入差金でございます。歳出では、これをまず主なものとして減額、そして、歳入ですけれども、前年度の繰越金額、これが確定したということで、これが1,984万円ほどありまして、これを当初から差引きしますと、13億6,280万8,000円になりますけれども、これを構成市村で人口割、平等割と掛けて出すんですけれども、そうすると男鹿市の場合、774万2,000円の減額と。潟上市でいくと、595万9,000円の減額、そして大潟村では149万8,000円の減額というふうになります。

以上です。

**○委員長（笹川圭光）** 再質疑ありませんか。6番蓬田委員

**○6番（蓬田司委員）** 子育て世帯物価高騰対策の1月31日までで、1日違いだけでというか、ここら辺また、地域の人から聞かればちょっとああって、今言われたことをまず説明したいと思います。

あと、児童福祉施設の整備事業の中で、ちょっと私、聞き漏らしたような感じなんですけども、仕上材のところでは床材とか言ってあったすか。言わねがったすか。床材は変更なしですか。仕上材の仕様品、この内容なんですけど。

それからあともう一つ、2階テラス、陸屋根でまずウレタン防水だということで、前にも心配して、私何箇所か行ったいろんなところで、特に若美幼稚園もそうだし、別のところに行ったときも、この陸屋根の防水シートで雨漏りがきて、専門の防水業者が来るんだけど、その防水シートの陸屋根の雨漏りって探しにくいんですよって、原因。そういうことでまずここら辺、契約なった段階には、そこら辺、設計業者とか実施業者と綿密に協議して、そこら辺注意していただきたいなど、そういうふうに思っております。

再質問は以上で、あとは理解しました。注意してもらいたいということなので、床材だすな、床材もし仕様の変更あれば説明をお願いします。

**○委員長（笹川圭光）** 湊子育て支援課長

**○子育て支援課長（湊留美子）** それではお答えいたします。

床タイル材と先ほど申しましたので、床材も含めております。

以上でございます。

○委員長（笹川圭光） さらに質疑ありませんか。6番

○6番（蓬田司委員） 床材の変更で、何に直るっていうことだったんですっけが。すいません。

○委員長（笹川圭光） 佐藤理事

○理事（佐藤透） 床材そのものについては、床タイル材ということで、仕上げの項目としては床タイルということになっております。ただ、その辺はいろんなメーカーとかグレードとか、その辺をいろいろ審査して、何ぼでも安いやつということで今回減額で変更しております。

以上です。

○委員長（笹川圭光） 6番蓬田委員の質疑を終結いたします。

○6番（蓬田司委員） ありがとうございます。

○委員長（笹川圭光） 次に、14番小野委員の発言を許します。14番小野委員

○14番（小野肇委員） どうも皆さん、お疲れのところ、もうしばらくよろしく願います。

まず、質問の前に、市役所トイレの自動水栓が1階のトイレについておりました。取付けに尽力された関係者の皆さんに感謝申し上げます。ありがとうございました。

この勢いで2階、3階とつくように、何とか今後ともよろしく願いたいと思います。

それと、今の挨拶運動のことでちょっとお話をさせていただければと思います。

市長と教育長が言うことはよく分かるんですけども、この運動というところもある一定のところではやっぱり止めておくべきでないかと私は思います。といいますのも、コミュニケーション優先の、これが常識のような形になっておりますけども、それが生きづらさにつながる方も実はいらっしゃるんですよ。それが負担になっている人もおりますので、その延長線上で挨拶運動を強調するということは、やはりその一部の方々のためにもちょっと考えていただければと思います。小・中学校の親御さんの皆さんでそのような意見が出ているか出ていないか分かりませんが、そういう方々の意見もちょうとは考えていただければと思います。

SDGsでしたか、誰一人も取り残さない世界ということもございますので、そう

いう精神の下でも、ひとつよろしく願いできればと思います。

それでは、通告のとおり、まず一つ、児童福祉施設整備事業の委託料の増額についてお聞きいたします。

これ、290万円、構造設計等の変更で業務委託の委託料が増額したということでございますけども、そもそもまだどういうものを造るかは決まっていない時点で、これで委託料が増えるということであれば、極端に言えば、今回の委託料の中でこれはやるべき設計変更の中身でなかったのかと私は考えます。ある意味、この290万が増えたということは、私の考えですけども、議員サイドからの何か見直しや反対があったから増えたような感じがいたします。もっと言えば、何か市民が反対といういろいろな疑問を持ってそういうお話したことによって、今回290万増えたような、そういう感じも私、捉えられますけれども、その辺のことについて、現契約書の中での変更というのはできなかつたのかというところをひとつお聞きしたいと思います。

それともう一つ、その関係でこの中に、再生可能エネルギー太陽光パネルの整備というところがなくなっております。皆さん御存じのように、菅前総理も2020年10月の第203回の臨時国会で2050年の温室効果ガスの排出をゼロとして、いわゆる2050年カーボンニュートラルと脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しております。今回新設する児童福祉施設設備の再生可能エネルギーの太陽光エネルギーをやめるということは、この政府の方針にも反しているのではないかと私は思います。設備の規模は確かに小さいです。小さいですけども、脱炭素社会の実現に向けての再生可能エネルギーの導入は、いわばこれ、世の中の常識になっているんですよ。ですので、これを今なくすということは、私はちょっと納得いかないところが一つございます。

それと、これまで計画的に整備してきた市役所の庁舎や教育施設の太陽光パネル、市内各所の太陽光の街灯などの整備との、この整合性もとれないと思います。この辺について、ひとつどういう考えでいらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

それと二つ目の市の行事の来賓の方々の選定の基準というものは、どういうふうになっているのか。何か決まりがあって、国会議員とか県議会議員、あるいは各種団体の長たる方々の来賓を求めているのか、その辺の基準があるかどうかお聞きしたいと思います。お願いします。

○委員長（笹川圭光） 佐藤理事

○理事（佐藤透） 私からは、委託料の増額の部分等々についてお答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおり、設計委託、業務中であればこういうことも可能だったという具合に当然認識はしております。ただ、予算を計上するために10月いっぱい概算工事費を出すという目標で設計のほうを進めておりました。その段階では子育て支援室、この部分も入った状態でいろいろ設計のほうを仕上げおったところでありま。それ以降、事業費の増大といろいろ問題もありまして、それを削減するというこ。一旦完成した構造計算だったり図面等を見直さざるを得なくなったというのが現状であります。この部分については、当然、最初の委託料の中でいくと、一回作業としては終わっている部分ですので、改めて人件費をかけて設計をしなければいけないという部分については、こちらの事情もございますので、当然サービスでやっていただけるような内容ではないということで今回補正予算として計上させていただきました。

全体の事業費見直しの中で、先ほど太陽光パネルのお話もありました。当然この部分については、脱炭素、ゼロカーボン、これに向かっていくのは、もう常識でありますし、そういう対応をとっていかなければいけないというのは十分認識しております。ただし、先ほども申し上げましたように、全体事業費の中で削減するとすれば、この太陽光パネルの部分、ただ、太陽光パネルの部分については、今後、当然対応できるという部分もありますので、今は先送りしたいということで削減させていただきました。ただ、駐車場等の部分については、一部ではありますけれども、ソーラーパネルをつけた街灯、こういうやつは検討していきたいと。多少でもそういうことは残していきたいなという具合に今考えております。決して世の中の常識、そういうふうなことについて反しているような考えではなく、今は一度見直したいということで取下げさせていただいたところでありま。よろしくお願いま。

○委員長（笹川圭光） 佐藤副市長

○副市長（佐藤博） 市の行事の、御来の方々の選定といいますか、御案内の基準というふうなお話でございましたけども、基本的に市の様々な取組ですとか、これまでいろいろ発展等に御理解をいただいて御支援いただいた方々、御尽力いただいた方々に



御案内しているというふうなところで、当然、行事の規模なり、それから中身にもよ  
りまして、あまりに規模が小さいからどうでもいいって話じゃありませんけども、そ  
れ相応の規模と中身に応じて御案内の方々を広げたり狭めたりというふうな形にして  
ございます。

市議会の皆さん方にはぜひ御参加いただきたいということで、ほとんどのところで  
御案内していると思います。県議につきましても、地元密着で、当市選出でございま  
すのであらかた。国会議員の先生方は、まずお忙しい身でございますので、ほとんど  
出している場合が、全部多分出してないんじゃないかなと思います。いずれ基本的  
にはそういう形で御支援いただいている方々、御尽力いただいている方々に、関係機関、  
団体の方々に御案内しているというふうなところでございます。

○委員長（笹川圭光） 再質問ありませんか。小野委員

○14番（小野肇委員） そうすれば、今の変更契約の件について、例えば契約書の中  
でどの辺までの、この計画が変更になった場合のその部分の変更は含まれているとか、  
そういう部分に関しての契約があれば、それはそれでできるんですかね、というのが  
一つです。

それと太陽光パネルに関しては、どこの市町村もそうだと思うんですけど、お金が  
かかるからやめるとするのは、今、理屈として通らないと思うんですよ。ある程度出  
資して、その見返りとして国の政策にも準ずると。隣の大潟村でも太陽光パネル立て  
る住宅に、上限で5万円パネル、あと蓄電池では20万円まで補助するようなことで、  
非常に再生可能エネルギーに対して力を入れております。これに関しても多分自分た  
ちの一般財源の持ち出し等あると思います。ですので、今回はそういう事情、もろも  
ろあるとは思いますが、予算がないからやめるとかでなくてですね、その先の、  
もっと先の、世界の情勢といいますか、一つの殻を破るような、そういう感じで物事  
を進めていただければいいのではないかと、そういうふうに私は考えております。

それと来賓のその基準については、今の副市長の答弁だと、多分この基準はないと  
思います。ないんですけども、国会議員の先生は来たいんですよ。来たいという声私に  
も入っておりますので、昨日の吉田洋平委員の答弁に市長言うておりましたよね、若  
い人の声を聞きたいと。――

---

---

---

(発言取消)

---

---

---

---

——ぜひその辺はひとつ再考いただければと私は思います。今の答弁はいりませんけども、ひとつ男鹿を思う気持ちは皆さん一緒ですので、その辺のところひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長(笹川圭光) 佐藤理事

○理事(佐藤透) 先ほども答弁させてもらったんですけども、一応ある程度は一回、設計のほうは終わっているという段階での話でしたので、その前段であれば当然いろんな部分で図面は書き直ししています。いろんな提案も受けていますので、契約書そのものには、設計変更したときには無料でやるとかと、そういうふうなことは書いていませんし、かかり増ししたときは払うと、そういうふうな契約はありません。実際、打合せした中で図面等変われば新しい図面も書いていきますし、完成に向かって協議して、図面のほうは何度もやり取りさせてもらっています。

繰り返しになりますけれども、今回は10月末で一旦、ものは完成していると。その後での変更ということがかかり増ししたということ御認識いただければ助かります。

それと太陽光パネルの部分については、決してお金云々ということではなく、大局的に男鹿市としてはゼロカーボンに向かって進んでいくということに間違いありませんので、御理解願ひます。

○委員長(笹川圭光) 14番小野委員の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 4時07分 休 憩

---

午後 4時09分 再 開

○委員長(笹川圭光) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の審査はこの辺にとどめ、明日 8 日午前 10 時より会議を再開し、質疑を行うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さんでございました。

---

**午後 4 時 10 分 散 会**

